

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、し尿収集手数料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

東かがわ市長 上村 一郎

記

1 徴収に関する事務受託者の住所及び氏名

(1) 住所 東かがわ市帰来 222 番地 4

氏名 安富 栄

(2) 住所 東かがわ市中筋 197 番地

氏名 竹森 正利

2 委託する区域

(1) 安富 栄については東かがわ市松原、伊座、帰来、白鳥、湊、東山、西山、与田山、入野山及び五名

(2) 竹森 正利については東かがわ市馬篠、大谷、落合、川東、小磯、小砂、三本松、土居、中筋、中山、西村、町田、松崎、大内、水主、三殿及び横内

3 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで